

## 消費税改正に伴う対応のお知らせ

株式会社共和電業

お客様各位

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、既にご承知のことと存じますが、4月1日より消費税率が5%から8%に引き上がることになりました。

これに伴い、弊社に於ける消費税等の取扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 製品、修理品等の消費税率について

- ①4月1日以降に弊社より出荷となります製品等のご請求金額の消費税率につきましては、新税率8%の適用となります。3月31日に弊社より出荷した製品については、5%の消費税率となります。
- ②一括請求の処理をさせていただいているお客様につきましても、4月1日以降、弊社より出荷した製品につきましては、新税率8%で算定しました消費税額をご請求させていただきますので、ご了承下さい。
- ③現行税率5%で見積もらせていただいている製品につきましても、弊社よりの出荷が4月1日以降のものは新税率8%でご請求させていただきます。

#### 2. 工事契約等に関する消費税率について

- ①工事契約等で4月1日以降にお客様の検査確認が完了となった案件につきましては、新税率8%の適用となります。
- ②経過措置として、平成25年9月30日までにご契約を締結した工事物件等については、平成26年4月1日以降のお客様の検査確認が完了となりましても、税率5%が適用されます。平成25年10月以降のご契約で、お客様の検査確認が平成26年4月以降になる場合は、新税率の8%になります。

※税率適用等ご不明な点につきましては、担当営業所にお問合せ下さい。

誠に恐れ入りますが、適正な消費税率の適用につきまして、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上

(参考) <消費税のご請求の目安>

製品・修理品等	4月以降の出荷	8% 適用
	3月末までの出荷	5% 適用
工事契約等	4月以降のお客様検査確認	8% 適用
	平成25年9月までのご契約で 平成26年4月以降のお客様の検査確認	5% 適用